

臨床研修病院の移転・病院の再編・開設者の変更の取扱い

- 国の運用上、臨床研修病院の移転・病院の再編・開設者の変更に際し、
一定の要件を満たす場合、**報告書の提出及び審議会への報告**を経て、指定継続を行うこととしている。

(要件)

移転後の病院が指定基準を満たしている場合で、移転前後における開設者の異同、移転等の範囲、病院の規模、機能等を総合的に勘案し、病院としての同一性が認められる場合

- ※ 臨床研修病院の指定を一度取消し、改めて指定を行うと、手続上、指定がされていない空白期間が存在し、研修が実施できなくなる等、臨床研修病院及び研修医に対して直接的な影響をきたすことになる。

東京女子医科大学附属足立医療センターの移転について

1 移転病院

移転前名称（住所）：東京女子医科大学東医療センター（荒川区西尾久2-1-10）

移転後名称（住所）：東京女子医科大学附属足立医療センター（足立区江北4-33-1）

※北に約3km移転、二次医療圏変更なし

2 移転日：令和4年1月1日

3 移転前後の状況：開設者、二次医療圏、病床数、診療科、病院の機能、医師数、研修医定員
…移転前後で異同なし

▶ 東京女子医科大学附属足立医療センター（旧：東京女子医科大学東医療センター）は、
移転後の病院が指定基準を満たすとともに、
移転前後において病院としての同一性が認められることから、指定継続とする。